

# 胆振東部国有林の 地域別の森林計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間  
〔 自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 38 年 3 月 31 日 〕

樹立年月日：平成 27 年 12 月 24 日

北海道森林管理局

## 胆振東部森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森 林 計 画 区 界	
市 町 村 界	
森 林 管 理 署	

## は　し　が　き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、胆振東部森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるもので  
す。

## 目 次

### I 計画の大綱

1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位 置	
(2) 自然的背景	
(3) 社会経済的背景	
(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	2
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 -----	4

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	5
------------------------	---

#### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項--	5
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	9

#### 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項 -----	13
(1) 人工造林に関する事項	
(2) 天然更新に関する事項	
(3) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1) 間伐の標準的な方法	
(2) 保育の標準的な方法	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	17
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
(2) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	19
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	

6 森林施業の合理化に関する事項 -----	20
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
(4) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項 -----	21
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項 -----	22
(1) 保安林の整備に関する事項	
(2) 保安施設地区に関する事項	
(3) 治山事業に関する事項	
(4) その他必要な事項	
3 森林の保護等に関する事項 -----	23
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 計画量等	
1 伐採立木材積 -----	24
2 間伐面積-----	24
3 人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	24
4 林道の開設及び拡張に関する計画 -----	24
5 保安林整備及び治山事業に関する計画 -----	25
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
第6 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 --	25
2 その他必要な事項 -----	28
III 別 表	
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	1
別表2 林道の開設及び拡張に関する計画 -----	2
別表3 治山事業の数量 -----	4
別表4 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----	5

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 位 置

北海道の南西部に位置し、胆振総合振興局管内の中央部から東部に位置している。

北は石狩空知森林計画区に、西は後志胆振森林計画区に、東は日高森林計画区にそれぞれ接しており、南は太平洋に面している。

#### (2) 自然的背景

##### ア 地 勢

本森林計画区の北西に樽前山やオロフレ山、北東に夕張山地が連なり、樽前山麓には緩やかな地形の森林が広がり、中央部には勇払平野が広がっている。

河川は、国有林を水源とする勇払川、白老川、鵡川などが太平洋に注いでいる。

##### イ 地質及び土壤

地質は、第三紀から第四紀の火山活動の影響により、各種の噴出岩類が発達している。河川沿い海岸地帯の平坦部は第四紀に、その他の地域は第三紀に区分され、鵡川上流には蛇紋岩、かんらん岩が分布している。

土壤は、樽前山及び有珠山からの火山性噴出物が広く分布するとともに、東部には頁岩や砂岩が分布している。

##### ウ 気 候

気候は、全般的に臨海性で、一部には海霧の発生や冷涼な地域を含むが、比較的温暖な気候となっている。

#### (3) 社会経済的背景

##### ア 市町村の構成

1市4町から構成され、国有林は1市2町に所在している。

##### イ 人 口

約216千人（平成22年国勢調査）で、全道の約3.9%となっている。

##### ウ 産 業

農業は、冬温暖、夏冷涼な気候を生かして、水稻、野菜等の畠作物、花き、酪農・畜産やメロンが栽培されているなど多様な農業が展開されている。このほか、軽種馬の生産も盛んである。

漁業は、すけとうだら刺網、さけ定置網、ほっき貝漁業などの沿岸漁業が盛んである。

工業は、道内有数の工業都市並びに港湾都市である苫小牧市を中心に、石油精製、紙・パルプ、鉄鋼、自動車部品などの業種が主体を占め、かつ大規模事業所のウェイトが高いという特徴を持っている。

#### (4) 森林・林業・木材産業の概況

##### ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の約70%の163千haで、全道森林面積の約3%を占めこのうち林野庁所管の国有林が62千haとなっている。

森林蓄積は、全道の3%を占める20,710千m<sup>3</sup>であり、このうち国有林は7,176千m<sup>3</sup>となっている。国有林のha当たり蓄積は115m<sup>3</sup>で、全道平均

139m<sup>3</sup>を下回っている。

人工林率は35%であり、国有林は38%と全道平均27%を上回っている。

#### イ 木材産業

平成25年度の製材の原木消費量は、全道の約8%を占める156千m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹が約97%、広葉樹が約3%となっている。また、製材出荷量は、全道の約9%を占める78千m<sup>3</sup>で、用途別では建築材が約46%となっている。

チップの原料消費量は全道の約8%を占める146千m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹が約54%、広葉樹が約46%を占めている。

#### ウ 林業事業体等の現況

平成26年度末現在の林業事業体は、森林組合を除き、造林業では16業者、素材生産業では17業者となっている。森林組合は、1組合が組織されており、組合員数は1,008人（平成25年度末）となっている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、おおむね計画どおり実行された。

人工造林面積については、風倒被害地の復旧を重点的に図った結果増加した。

間伐面積については対象箇所の状況を精査し、現況を踏まえ実行した結果、実行面積の減となった。

林道の開設又は拡張の数量については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果減となった。

保安林の整備については、実査の結果減となった。

治山事業は、各箇所の緊急性を勘案のうえ推進した結果である。

### (1) 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	伐採立木材積						
	計画			実行			実行歩合
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	総数
総数	15	165	180	25	166	191	106%
針葉樹	11	139	150	20	143	163	109%
広葉樹	4	27	30	5	23	28	93%

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

注2) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H23～27年度）である。

### (2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,431	3,240	133%	104	231	222%	2,327	3,009	129%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H23～27年度）である。

(3) 間伐面積

単位 面積 : ha

計画	実行	実行歩合
4,218	3,648	86%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H23～27年度）である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 距離 : km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	50	24	48%	8 箇所	2 箇所	25%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H23～27年度）である。

(5) 保安林の整備

単位 面積 : ha

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	-	-	-	251	126	50%
水源かん養	-	-	-	1	1	100%
土砂流出防備	-	-	-	-	0	-
保健	-	-	-	250	125	50%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H23～27年度）である。

(6) 治山事業

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪間工(箇所)	48	32	67%
山腹工(箇所)	1	1	100%
植栽工(ha)	-	-	-
本数調整伐(ha)	-	-	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H23～27年度）である。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の期待は引き続き強いものであるとともに、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止のみならず、生物多様性の保全などますます多様で重層的なものとなってきている。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生育・生息環境の確保の上で大きな役割を果たしている。

とりわけ、北海道の土地総面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

特に生物多様性保全については、森林の整備にあたり、渓畔周辺の保全等による森林生態系のネットワークの形成や、樹種や林齢等の異なるさまざまなタイプの森林が分散的に配置されるよう努めるなど、森林の状態や変化に応じ、多種多様な生物相を安定的、長期的に支える視点に配慮することとする。

このような森林の有する公益的機能をより一層発揮させるとともに、さらには、民有林と国有林が連携し、周辺民有林も含めた面的な機能発揮や、森林・林業の再生に向けた国有林野の資源、フィールド、人材等の積極的な活用を図っていくこととする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

- ① 地域の水源として、また、基幹産業である農業や水産業の振興に資する観点で重要な役割を担っている。水源涵養を目的とした保安林を主体に全森林面積の98%が保安林に指定され、苫小牧市などの水源として重要な役目を担っているとともに、火山である樽前山などの影響を受け地質的に脆いことから、森林の保全に対する要望が高まっている。このため、河川流量を平準化し、渴水や洪水を緩和するとともに、土砂や濁水の流出を防止するなど、森林の有する水源涵養機能及び山地災害防止機能の持続的発揮に向けた森林の整備及び保全を推進する。
- ② 国の天然記念物に指定されているクマゲラ及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- ③ 新たなバイオマスエネルギー向けとして、木材資源活用の期待が大きいことから、その適切な供給に努める。
- ④ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、若・壮齡級の人工林における間伐並びに増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進する。
- ⑤ 当計画区内のむかわ町では、平成24年に北海道とむかわ町が連携して森林認証を取得し、平成25年には国有林が加わり当地域に46千haの認証森林エリアが形成された。今後、地域の森林・林業・林産業との連携を図りつつ森林の整備、地域産材のブランド化等の取組みを推進する。
- ⑥ 平成16年の台風18号災害の被害箇所については、支笏湖周辺風倒木被害復旧対策検討委員会の報告を踏まえ、風害を軽減するための「多様な樹種、樹冠層により形成される森林」を目指して、引き続き復旧を進めていくこととする。
- ⑦ 計画を効率的に実施し、地域の森林の一体的かつ総合的な整備及び保全を推進するため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図るとともに、森林整備協定の締結、森林共同施業団地の設定及び公益的機能維持増進協定等の取組を推進する。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区分		面 積	備 考
総 数		62, 145. 94	
市 町 別 内 訳	苫小牧市	19, 481. 11	
	白老町	22, 662. 79	
	厚真町	—	
	安平町	—	
	むかわ町	20, 002. 04	

- 注 1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。
- 2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、胆振東部森林管理署に備え置く。

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮させる上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

##### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

##### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

##### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

##### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

#### **オ 文化機能**

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

#### **カ 生物多様性保全機能**

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

#### **キ 木材等生産機能**

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

### **(2) 森林の整備及び保全の基本方針**

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案のうえ、育成单層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な管理・保全等に加え、山地災害等の防止対策や病害虫及び野生鳥獣等による森林被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

なお、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道等の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道等の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道等については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るために、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備や保安林制度の適切な運用を図ることとする。その上で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進に当たっては、多種多様な生物の生育・生息地として生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫として

の機能を十分に発揮できるよう努めるものとする。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

#### ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

## エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

## オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

## カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

## キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha

区分	現況	計画期末
面積	育成单層林	21, 741
	育成複層林	10, 191
	天然生林	27, 148
森林蓄積 (m³/ha)	129	135

注) 育成单層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

## 2 その他必要な事項

### ア 水源涵養機能の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業の振興等に資する観点で、特に水源涵養機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりで森林を取り扱うことに留意して、①将来とも育成单層林として維持していく林分については、資源の循環利用も考慮した帯状伐採等の施業、②将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐を重点的に行い、地球温暖化防止にも貢献していくとともに、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、渓流沿いについては、渓流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上の保護樹帯を設置する。

### イ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

#### (ア) クマゲラ

北海道においては、その全域にわたり天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、こうした大型のキツツキ類は、営巣や採餌のために樹木に開けた穴を多くの樹洞性動物が利用するなど、生態系の要石の位置にある(キーストーン種)であるとされていることから、営巣木保護区域等を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

#### (イ) クマタカ・オオタカ

猛禽類の多くは、陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として注目されているが、このうちクマタカは我が国の森林生態系を代表する猛禽類であるが、将来における種の存続が危惧される状況になっていること、また、オオタカは比較的低山帯、平地林にも多く生息し、森林施業と密接に関わっていることから、営巣木保護区域を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

#### (ウ) その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省や北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

### ウ 平成16年台風18号災害への対応

風害を軽減するため多様な樹種・樹冠層により形成される森林を目指すこととし、引き続き次により進めることとする。

- ① 人工林の復旧は、疎植（疎仕立て）により植栽木の根系や樹冠の発達等を促進する。
- ② 天然林の復旧は、被害が分散的であり、天然更新により復旧すること等を基本として、復旧手法を被害動態から4タイプ（大面積全面被害タイプ、交互帯状高齢林タイプ、小面積部分被害タイプ及び天然林周辺被害タイプ）に分類し、各タイプごとに風害を軽減するための森林へ誘導する。

また、被害跡地の復旧や地球温暖化防止に対する理解の促進のため、多くの国民参加の森林づくりを引き続き推進する。

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

## (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

### ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

## (2) 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" 広葉樹	80
	主として萌芽によって生立する広葉樹	25

### (3) その他必要な事項

ア 水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、人工林における針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐りを実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し行うものとする。

ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう木材の流出防止等必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないよう十分配慮する。

### エ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

#### (ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を「営巣木保護区域」、おおむね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。

営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない、営巣木周辺では弱度の択伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による。）

#### (イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。また、クマタカ・オオタカとともに、営巣木から半径2km程度の「高利用域」を設定

する。

営巣木から半径 50m 程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は 1ha 以下として、更新後の平均樹高が 10m に達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内的人工林において皆伐を行う場合には、面積を 5ha 以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 北計第 147 号）による。）

また、このほかの希少野生生物についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林によることとする。

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

#### ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林へ導くための施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### (ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹種	基準本数(本／ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ、エゾマツ	3,000
カラマツ、グイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

(注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500～2,000本／haを目安とする。

#### (イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力の活用にも配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

なお、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所で、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

#### (2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

#### ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

#### イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

a 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度地表処理を行う等により確実に更新を図る。

c 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうつ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう、行うものとする。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用するなど効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)	11齢級 (51~55年)	初回、2回目は原則列状間伐とし、3回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8齢級 (36~40年)	11齢級 (51~55年)	14齢級 (66~70年)		
カラマツ、グイマツ	4齢級 (16~20年)	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)	10齢級 (46~50年)		
広葉樹	6齢級 (26~30年)	9齢級 (41~45年)	—		

## (2) 保育の標準的な方法

### ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹 種	保 育 作 業 の 年 次 別 計 画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下 刈	カラマツ	○	◎	○	○												
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○	○								
つ る 切 ・ 除 伐	カラマツ						←	○		○				→			
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←	○		○		→		

注 1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈の○は1回刈、◎は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については必要な箇所に適用する。

3) つる切、除伐の←○→は標準年次と範囲を示している。

### ウ 保育の作業方法

#### a 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

#### b つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

#### c 除 伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとする。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

#### d 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

### (3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい森林作業道等による路網整備を進めるとともに、ハーベスター等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

エ 平成16年台風18号による被害地周辺の被害を免れた人工林についても、将来的に被害を受ける可能性があることから、受けにくい森林を整備することとし、若齢段階から密度調整を行い、適切な林分密度の維持・継続に努める。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定める。

#### ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域  
水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

- ② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域  
(7) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

#### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域  
当該区域内における施業の方法は、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）を推進する。

- ② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

## (2) その他必要な事項

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮することとする。

### ○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	118	531
うち林業専用道	10	23

注）林業専用道は平成23年度から新たにできた区分であり、それ以降に開設されたものを計上する。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 : m/ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 ( 0° ~ 15° )	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 ( 15° ~ 30° )	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 ( 30° ~ 35° )	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急 嶽 地 ( 35° ~ )	架線系作業システム	5 以上	5 以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

該当なし。

(4) その他必要な事項

ア 林道の開設に当たっては、林道規定に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

イ 林道工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

林道工事の実施に当たっては、1の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに替わる高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

#### (4) その他必要な事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムによる搬出間伐の実施、コンテナ苗植栽など造林・保育の低コスト化、森林バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定、公益的機能維持増進協定による民有林支援の取組を推進するなどにより、流域の森林・林業の再生に向けて国有林の役割を継続的に果たしていくこととする。

### 第4 森林の保全に関する事項

#### 1 森林の土地の保全に関する事項

##### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。

特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、渓流沿いの森林作業道等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

##### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	区 域			
総 数		61, 281		
苦 小 牧 市		19, 081	地形、地質、土壤等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	水かん
白 老 町	※市町村別の地区は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	22, 426		水かん、土流、その他
む か わ 町		19, 773		水かん、土流、土崩

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「その他」は砂防指定地である。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

指定の基準

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等の自然的条件から判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当なし。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壤緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

## 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について、指定する。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

治山工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等の生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

### 3 森林の保護等に関する事項

#### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき特に管理すべき鳥獣のための計画として北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」に基づく個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また、生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生していることから、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施する。また、春先の乾燥時期には巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

#### (4) その他必要な事項

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、森林の適正な保護と管理が重要となってきている。国有林の中で、利用者が多く見込まれる地域にあっては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

クマゲラ、クマタカ・オオタカが生息する森林については、林道や歩道からおおむね50m以内の範囲に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないよう林道入口等へ看板を設置し、入林の抑制等を行う。

なお、森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、入山禁止を含む必要な措置や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	561	497	64	100	88	12	460	409	51
前半5カ年の 計画量	277	250	27	26	22	4	250	228	22

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間 伐 面 積
総 数	11, 199
前半5カ年の 計画量	6, 319

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	661	341
前半5カ年の 計画量	45	255

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表2に示すとおり。

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積	備 考	
		前半5カ年の計画面積	
保安林総数（実面積）	61, 519	61, 519	
水源かん養のための保安林	58, 226	58, 226	
災害防備のための保安林	3, 275	3, 275	
保健、風致の保存等のための保安林	1, 928	1, 928	

※ 総数欄は、2種類以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

#### ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

#### ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

#### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

#### (3) 実施すべき治山事業の数量

別表3に示すとおり。

## 第6 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### ア 制限林の所在及び面積

別表4に示すとおり。

#### イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

#### (ア) 主伐の方法

a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、以下の3区分とする。

(a) 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

(b) 拾伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の

- 帶状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの)  
(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帶状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。）

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(イ) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

## ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種 特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木抾伐法を行うことができる。 (2) 単木抾伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第二種 特別地域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、抾伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木抾伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

## エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
史跡名勝 天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

#### 才 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥獣保護区 特 别 保 護 地 区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

#### カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

#### キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

### 2 その他必要な事項

#### ア 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

#### イ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供し、木とふれあい、木に学び、木と生きるを基本とする「木育」など、森林環境教育の推進を図る。

#### ウ 開かれた国有林野事業の展開

森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指すこととする。

III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha				
区分	森林の区域	面 積	施業方法	
総 数		62,145.94		
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	※森林の区域（林小班） は、北海道森林管理局計画 課に備え置く別冊のとおり である。	19,481.11	【長伐期施業】 【伐期の延長】
	白老町		22,662.79	【複層林施業（択伐）】
	むかわ町		20,002.04	【複層林施業（択伐以外）】

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha				
区分	森林の区域	面 積	施業方法	
総 数		7,674.73		
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	※森林の区域（林小班） は、北海道森林管理局計画 課に備え置く別冊のとおり である。	918.61	【伐期の延長】
	白老町		2,847.12	【複層林施業（択伐）】
	むかわ町		3,909.00	【複層林施業（択伐以外）】

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha				
区分	森林の区域	面 積	施業方法	
総 数		62.94		
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	※森林の区域（林小班） は、北海道森林管理局計画 課に備え置く別冊のとおり である。	—	【伐期の延長】
	白老町		—	【複層林施業（択伐）】
	むかわ町		62.94	

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha				
区分	森林の区域	面 積	施業方法	
総 数		7,531.40		
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	※森林の区域（林小班） は、北海道森林管理局計画 課に備え置く別冊のとおり である。	3,085.89	【伐期の延長】
	白老町		3,756.68	【複層林施業（択伐）】
	むかわ町		688.83	【複層林施業（択伐以外）】

別表2 林道の開設及び拡張に関する計画

## ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : km、面積 : ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
自動車道 (基幹)	林業専用道	むかわ町	王古丹林道八幡線	1.9	114	○	2-25		
		小計	1路線	1.9	114				
基幹 計			1路線	1.9	114				
自動車道 (管理)	林業専用道	苦小牧市	勇振	2.6	60	○	2-1		
	林業専用道		丸山支線	2.4	77	○	2-2		
	林業専用道		厚平内支線	2.8	103	○	2-3		
		小計	3路線	7.8	240				
	林業専用道	白老町	左の沢	2.1	128	○	1-4		
	林業専用道		5点沢連絡	1.8	27	○	1-5		
	林業専用道		萩野第1	2.0	58	○	1-6		
	林業専用道		萩野支線	2.5	63		1-7		
	林業専用道		白水沢右股	1.1	118	○	1-8		
	林業専用道		丹鳴	2.3	75		1-9		
		小計	6路線	11.8	469				
	林業専用道	むかわ町	藤山の沢	0.8	47	○	2-10		
	林業専用道		オロロップ1号	3.6	145	○	2-11		
	林業専用道		オロロップ4号	3.0	124	○	2-12		
	林業専用道		オロロップ6号	1.9	76	○	2-13		
	林業専用道		稻里3号	1.9	58	○	2-16		
	林業専用道		稻里5号	2.7	108	○	2-17		
	林業専用道		新登川2号	2.3	96	○	2-18		
	林業専用道		シーキニヌシナイ	2.5	115		2-19		
	林業専用道		新登川3号	4.1	143		2-20		
	林業専用道		王古丹支線	2.3	93	○	2-21		
	林業専用道		トサノ沢	2.4	96	○	2-22		
	林業専用道		坊主山支線	1.7	76	○	2-23		
	林業専用道		八幡1号	2.5	109		2-24		
小計			13路線	31.7	1,286				
管理 計			22路線	51.3	1,995				
合 計			23路線	53.2	2,109				

注) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	白老町	社台林道別々線	20	1	溝渠工
	小計	1 路線	20	1	
	むかわ町	福富林道島呂布線	200	2	擁壁工・溝渠工
	小計	1 路線	200	2	
基幹 計		2 路線	220	3	
合 計		2 路線	220	3	

別表3 治山事業の数量

単位 地区

所在		治山事業施工地区数	主な工種	備考
市町村	区域（林班）			
苫小牧市	241～245, 273～276, 285～293, 1337・1342, 1352・1348	13	渓間工、本数調整伐	
白老町	2～4, 11, 12, 17～20, 26～30, 34, 95・96, 101～103, 131・132	17	山腹工、渓間工	
むかわ町	2006・2009, 2017・2020・2022～2024 2093・2094, 2116～2122, 2192	10	山腹工、渓間工	
合計		40		

別表4 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
保安林	水源 かん養	苫小牧市	19,081.30			※森林の区域 (林班)は、 北海道森林管 理局計画課に 備え置く別冊 のとおりであ る。
		白老町	21,491.65			
		むかわ町	17,647.31			
	小計		58,220.26			
	土砂流出 防備	白老町	913.39			
		むかわ町	2,115.65			
	小計		3,029.04			
	土砂崩壊 防備	むかわ町	9.88			
		小計	9.88			
	防風	苫小牧市	173.08			
		むかわ町	61.84			
	小計		234.92			
	保健	苫小牧市	(1,346.63)			
		白老町	18.64			
	小計		(562.94)			
	計		(1,909.57)			
	砂防指定地	白老町	18.64			
	計		(1,909.57)			
			61,512.74			
			(18.88)			択伐、禁伐
			21.34			
			(18.88)			
			21.34			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園	特別保護地区	苫小牧市	(105.10)			支笏洞爺国立公園 ※II 第6-1ウの表による。
	小計		(105.10)			
	第一種特別地域	苫小牧市	(1,085.80)			
		白老町	2.95			
	小計		(350.43)			
	第二種特別地域	苫小牧市	4.14			
		白老町	(1,436.23)			
	小計		7.09			
	第三種特別地域	苫小牧市	(241.71)			
		白老町	13.32			
	小計		(1,189.74)			
	第三種特別地域	苫小牧市	18.32			
		白老町	(1,431.45)			
	小計		31.64			
	計		(365.41)			
鳥獣保護区 特別保護地区	むかわ町		13.09			※II 第6-1オの表による。
	計		(2,903.24)			
	計		19.57			
その他制限林	苫小牧市	(3,268.65)				※II 第6-1カの表による。
		32.66				
	白老町	(6,241.43)				
		71.39				
その他制限林	むかわ町		(61.08)			
	計		(61.08)			
	白老町	(6,403.77)				
		19.39				
	むかわ町	(19,657.45)				
		182.62				
	計		(52.20)			
	(26,113.42)		202.01			

注) ( ) 書の数値は重複制限林で外数である。

# 国有林の地域別の森林計画(案)の修正について

(胆振東部森林計画区)

北海道森林管理局

胆振東部国有林の地域別の森林計画（案）について、誤りがありましたので以下のとおり修正いたします。

該当箇所	修正後	修正前																										
II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	<p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</p> <p style="text-align: right;">単位 面積:ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">面積</td> <td>育成单層林</td> <td>21, 741</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td>10, 191</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td>27, 148</td> </tr> <tr> <td>森林蓄積(m³/ha)</td> <td>129</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現況	計画期末	面積	育成单層林	21, 741	育成複層林	10, 191	天然生林	27, 148	森林蓄積(m³/ha)	129	135	<p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</p> <p style="text-align: right;">単位 面積:ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">面積</td> <td>育成单層林</td> <td>21, 741</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td>10, 191</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td>27, 148</td> </tr> <tr> <td>森林蓄積(m³/ha)</td> <td>129</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現況	計画期末	面積	育成单層林	21, 741	育成複層林	10, 191	天然生林	27, 148	森林蓄積(m³/ha)	129	135
区分	現況	計画期末																										
面積	育成单層林	21, 741																										
	育成複層林	10, 191																										
	天然生林	27, 148																										
森林蓄積(m³/ha)	129	135																										
区分	現況	計画期末																										
面積	育成单層林	21, 741																										
	育成複層林	10, 191																										
	天然生林	27, 148																										
森林蓄積(m³/ha)	129	135																										
第4 森林の保全に関する事項	<p>–地域別 9–</p> <p>3 森林の保護等に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥獣による森林被害対策の方針</p> <p>野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。</p> <p>近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>」に基づき特に管理すべき鳥獣のための計画として北海道が策定した「<u>北海道エゾシカ管理計画</u>」に基づく個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「<u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律</u>」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また、生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。</p> <p>–地域別 24–</p>	<p>–地域別 9–</p> <p>3 森林の保護等に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥獣による森林被害対策の方針</p> <p>野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。</p> <p>近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>」に基づく「<u>特定鳥獣保護管理計画制度</u>」を受けて北海道が策定した「<u>エゾシカ保護管理計画</u>」に基づく個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「<u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律</u>」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また、生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。</p> <p>–地域別 24–</p>																										
第6 その他必要な事項	<p>2 その他必要な事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 開かれた国有林野事業の展開</p> <p><u>森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指すこととする。</u></p> <p>–地域別 29–</p>	<p>2 その他必要な事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>–地域別 29–</p>																										

該当箇所	修正後								修正前									
別表2 林道の開設及び拡張に関する計画	ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等								ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等									
	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考
自動車道 (基幹)	林業専用道	むかわ町	王古丹林道八幡線	1.9	114	○	2-25		自動車道 (基幹)	林業専用道	むかわ町	王古丹林道八幡線	1.9	114	○	2-25		
			小計	1 路線	1.9	114						小計	1 路線	1.9	114			
	基幹 計			1 路線	1.9	114				基幹 計			1 路線	1.9	114			
自動車道 (管理)	林業専用道	苦小牧市	勇振	2.6	60	○	2-1		林業専用道	苦小牧市	勇振	2.6	60	○	2-1			
	林業専用道		丸山支線	2.4	77	○	2-2		林業専用道		丸山支線	2.4	77	○	2-2			
	林業専用道		厚平内支線	2.8	103	○	2-3		林業専用道		厚平内支線	2.8	103	○	2-3			
		小計	3 路線	7.8	240					小計	3 路線	7.8	240					
	林業専用道	白老町	左の沢	2.1	128	○	1-4		林業専用道	白老町	左の沢	2.1	128	○	1-4			
	林業専用道		5点沢連絡	1.8	27	○	1-5		林業専用道		5点沢連絡	1.8	27	○	1-5			
	林業専用道		萩野第1	2.0	58	○	1-6		林業専用道		萩野第1	2.0	58	○	1-6			
	林業専用道		萩野支線	2.5	63		1-7		林業専用道		萩野支線	2.5	63		1-7			
	林業専用道		白水沢右股	1.1	118	○	1-8		林業専用道		白水沢右股	1.1	118	○	1-8			
	林業専用道		丹鳴	2.3	75		1-9		林業専用道		丹鳴	2.3	75		1-9			
		小計	6 路線	11.8	469					小計	6 路線	11.8	469					
	林業専用道	むかわ町	藤山の沢	0.8	47	○	2-10		林業専用道	むかわ町	藤山の沢	0.8	47	○	2-10			
	林業専用道		オロロップ1号	3.6	145	○	2-11		林業専用道		オロロップ1号	3.6	145	○	2-11			
	林業専用道		オロロップ4号	3.0	124	○	2-12		林業専用道		オロロップ4号	3.0	124	○	2-12			
	林業専用道		オロロップ6号	1.9	76	○	2-13		林業専用道		オロロップ6号	1.9	76	○	2-13			
	林業専用道		稻里3号	1.9	58	○	2-16		林業専用道		沼の沢	1.3	56	○	2-14			
	林業専用道		稻里5号	2.7	108	○	2-17		林業専用道		沼の沢3号	0.5	19	○	2-15			
	林業専用道		新登川2号	2.3	96	○	2-18		林業専用道		稻里3号	1.9	58	○	2-16			
	林業専用道		シーキニヌシナイ	2.5	115		2-19		林業専用道		稻里5号	2.7	108	○	2-17			
	林業専用道		新登川3号	4.1	143		2-20		林業専用道		新登川2号	2.3	96	○	2-18			
	林業専用道		王古丹支線	2.3	93	○	2-21		林業専用道		シーキニヌシナイ	2.5	115		2-19			
	林業専用道		トサノ沢	2.4	96	○	2-22		林業専用道		新登川3号	4.1	143		2-20			
	林業専用道		坊主山支線	1.7	76	○	2-23		林業専用道		王古丹支線	2.3	93	○	2-21			
	林業専用道		八幡1号	2.5	109		2-24		林業専用道		トサノ沢	2.4	96	○	2-22			
		小計	13 路線	31.7	1,286					林業専用道	坊主山支線	1.7	76	○	2-23			
		管理 計	22 路線	51.3	1,995					林業専用道	八幡1号	2.5	109		2-24			
		合 計	23 路線	53.2	2,109						小計	15 路線	33.5	1,361				

注) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

注) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

該当箇所	修正後						修正前								
別表4 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	支笏洞爺国立公園	種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区域		伐採方法	その他			市町村	区域	伐採方法	その他			
別表4 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	支笏洞爺国立公園	第二種特別地域	苫小牧市	13.32	※II 第6-1ウの表による	※II 第6-1オの表による。	支笏洞爺国立公園	第二種特別地域	苫小牧市	13.32	※II 第6-1ウの表による	※II 第6-1オの表による。	支笏洞爺国立公園		
		白老町		(1,189.74)				白老町							
				18.32											
		小計		(1,436.23)				小計				(1,436.23)			
		第三種特別地域	苫小牧市	31.64				苫小牧市		(365.41)					
			白老町	(365.41)						13.09					
		小計		(2,903.24)				小計				(2,903.24)			
		計	苫小牧市	19.57				白老町		19.57					
			白老町	(3,268.65)						(3,268.65)					
		計		32.66				計				32.66			
		鳥獣保護区特別保護地区	むかわ町	(6,241.43)				鳥獣保護区特別保護地区		(6,241.43)					
				71.39						71.39					
		計		(61.08)				計				(61.08)			
		その他制限林	苫小牧市	(6.403.77)				むかわ町		(61.08)					
			白老町	19.39						(61.08)					
		むかわ町		(19,657.45)				計				(61.08)			
				182.62				計				(61.08)			
		計		(52.20)				計				(61.08)			
		計		(26,113.42)				計				(26,113.42)			
		計		202.01				計				202.01			

－地域別別表6－

－地域別別表6－